

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成31年1月第33回総会を開会いたします。開会時間は午後1時33分です。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号2番岡本委員より欠席の報告を受けております。出席農業委員会委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進員の出席人数は9名です。それではただいまより総会を開会いたします。おねがい事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないをお願いいたします。

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今回は議席番号13番山田委員と、議席番号1番清水委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を上程いたします。今回は1件の申請がありました。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。命によりまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」、申請番号1番を説明いたします。議案書の朗読をもって説明いたします。

(議案第1号申請番号1番について、記載事項を読み上げ、説明)

申請内容にもありますように、受人は、既に申請農地について、利用権設定にて耕作してきました。

記載事項の内容から、農地法第3条第2項にある4つの許可要件のうち「農作業従事要件」については、年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については、八和田地区における50a(5000㎡)を超えていることから、この2つの要件は満たすと考えます。残りの2つの要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地について、すべて効率的にりようしていることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては、八和田地区委員さんの現地調査報告で確認をお願いいたします。担当地区は八和田地区となります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の八和田地区の委員よりお願いいたします。

推進委員高橋委員

はい。推進委員高橋です。1月19日土曜日9時から農業委員5名、推進委員3名、合計8名で現地調査を行いました。借りているところのごま、大豆、さつまいも等をやっており、現在はらっきょうが植えてあります。そのほかのところも耕耘整地してこれからの準備がしてあります。圃場はすべてきれいにやっています。地域でも問題なく、申請通りで問題ありません。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

- 議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第1号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、議案第1号は可決、承認されました。ありがとうございます。
- つづきまして、日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。それでは申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。つづきまして議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」、申請番号1番についてを議案書の朗読をもって説明いたします。
- (議案第2号申請番号1番について記載事項を読み上げ、説明)
- 本件について、工事資金、土地代金に対しては、自己資金で賄っており、預金の残高証明書が添付されております。また隣接農地の所有者からの同意については2名おりました1名からはいただいております。もう1名については、法人が所有者となっておりますが、解散し清算終了しているため所有者は存在しないため、同意はもらえていません。埼玉県農林振興センターに確認したところ、同意は不要とのことでした。
- また、1筆については利用権にて耕作している方がおりました、先日その方からの同意書が提出されました。なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地、第2種農地に当たると判断されます。
- 最後に調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
- 議長 ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の小川地区の委員よりお願いいたします。
- 推進委員栗生田委員 はい。推進委員栗生田が報告いたします。1月21日月曜日午後13時半より農業委員3名、推進委員2名、合計5名で現地調査を行いました。申請地は以前トマトナスさつまいも等が植えてあり、現在は保安全管理、休耕地となっております。譲渡人の1人は土地を貸しており、借り手の方とお会いすることができました。借り手の方もソーラーパネルを設置することに同意しております。ご審議のほどよろしくおねがいします。
- 議長 はい。ありがとうございました。それではこれより議案第2号申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 3番松本委員 はい。
- 議長 はい。松本委員。
- 3番清水委員 3番松本です。パネルは何枚置く予定ですか？

- 議長 はい。事務局、お願いします。
- 事務局 はい。パネルは465枚配置する予定です。
- 議長 松本委員、よろしいでしょうか。
- 3番松本委員 はい。ありがとうございます。
- 議長 その他いかがでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、採決に入りたいと思います。只今の議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは賛成多数により、議案第2号申請番号1番は可決、承認されました。ありがとうございました。
- つづきまして、申請番号2番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。つづきまして議案第2号申請番号2番についてを議案書の朗読をもって説明いたします。
- (議案第2号申請番号2番について記載事項を読み上げ、説明)
- 本申請について、工事資金、土地代金に対しては自己資金で賄っており、預金の残高証明書が添付されております。また隣接農地の所有者1名おりまして、同意書は提出されております。
- なお、本件の農地区分は公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地、第2種農地に当たると判断されます。
- 最後に調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の竹沢地区の委員よりお願いいたします。
- 3番松本委員 はい。3番松本が報告いたします。1月22日金曜日午前10時より農業委員2名、推進委員2名、合計4名で現地調査を行いました。現地は馬入れに3方囲まれており、残り1辺接している農地所有者からの同意書は添付されております。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。それではこれより申請番号2番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の申請番号2番について承認に賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

議長 はい。ありがとうございます。賛成多数により、この案件は可決承認されました。なお、議案第2号は農地法第5条ですのでこの議案は原案の通り許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして、日程4、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。命により報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」議案書の朗読をもって報告させていただきます。

(報告第1号について記載事項を読み上げ、説明)

以上、報告いたします。

議長 はい。ありがとうございます。

つづきまして日程5、報告第2号「農地法第4条の許可処分取下申請について」、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。つづきまして命により報告第2号「農地法第4条の許可処分取下申請について」を報告いたします。

(報告第2号について記載事項を読み上げ、説明)

以上、報告いたします。

議長 はい。ありがとうございます。

つづきまして「その他」について入ります。その他について議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長 特にないようですので、それでは以上で本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして平成31年1月第33回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時52分です。